

# 高山村立高山小学校PTA 慶弔等に関する規約

## 第一章 目 的

第1条 本規約は、高山小学校PTAにかかわる慶意・弔意・送別・見舞・親睦等の表し方を規定するものであり、特別の場合は本規約を準用し、別途に協議するものとする。

## 第二章 経 費

第2条 経費は次のとおりとする。

(1) 前条に必要な経費は、PTA会費の本部費から支出する。

(2) 必要な経費の決定は、総会の承認を得て施行することを原則とする。

ただし、緊急かつ必要やむ得ない特別の事情がある場合は、PTA会員の代表による協議で準用し得るものとする。

## 第三章 贈 答

第3条 本規約による贈呈に対し、これに対する返礼はしないものとする。

第4条 贈呈については、次のようにする。ただし、慶意・送別は、従来どおりの贈呈で施行する。

(1) 弔の場合

ア. 会員本人と本校児童に関する場合だけ弔意をあらわすこととする。1万円と花輪等を贈り、PTA役員と学校の代表が参列することを原則とする。ただし、事情のある場合等については、その時点において本部役員で協議する。

イ. アの弔意対象者以外で特別の事情がある場合については、本部役員で協議し、施行する。

(2) 見 舞

ア. 天災等による事故の場合は、本部役員で協議して見舞いを行う。

## 第四章 親 睦

第5条 慰労・反省・祝賀会等

(1) 慰労・反省・祝賀会等の場合は、協議のうえ支出する。

(2) その他会員参加による行事等の場合についても、協議のうえ支出することができる。

## 第五章 改 正

第6条 本規約の改正については、本部役員会の協議により変更するものとする。

付則 本規約は、平成元年4月1日より施行する。

付則 本規約は、平成元年10月1日より施行する。

付則 本規約は、平成13年4月1日より施行する。

付則 本規約は、平成14年4月1日より施行する。